

◆市の責務

- ・総合的、計画的に施策を実施します。
- ・まちづくりに関する課題、要望などに適切に対応できるような組織運営を行います。
- ・市民、まちづくり活動団体の活動を、さまざまな形で支援します。
- ・市民の期待に応えられる職員を育成します。
- ・職員は、職務以外にもまちづくり活動への積極的な参加に努めます。

◆市民の役割

- ・市民は、暮らしの中で得た知識、技能などを、積極的にまちづくりに生かしましょう。自分のできるときに、できる範囲でまちづくりにかかわりましょう。
- ・まちづくり活動団体は、より多くの市民が参加しやすい環境をつくりましょう。人と人、団体同士のつながりをまちづくりに生かしましょう。
- ・事業者は、まちづくり活動への参加や支援、地域経済の活性化、雇用創出などにより、地域活性化に貢献しましょう。

◆基本原則

- 次の考え方を大切にして、協働によるまちづくりを進めます。
- ①誰でもまちづくりに取り組むことができます。
 - ②互いの自主性を尊重します。
 - ③互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
 - ④地域性を大切にします。
 - ⑤情報の共有を図ります。
 - ⑥互いに信頼関係を築きます。
 - ⑦次代につながる人づくりをします。

協働による
まちづくり基本条例を
施行しました

1年半にわたって、市民委員と一緒に考えた「協働によるまちづくり基本条例」を4月1日に施行しました。
この条例は、市民主体のまちづくりを協働で進めていくための基本的なルールを定めたものです。
これからは、市民のみなさん

と市がこの条例を共有し、連携・協力しながら、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現をめざします。
※市のホームページの他、市役所、各支所地域づくり推進課、市民センターで、条文ごとに内容を説明した逐条解説書をご覧くださいませ

問合せ 協働推進課 ☎3810

条例の内容を紹介します

条例構成図

